

令和5年度 川崎市財政援助団体等監査について

監査者

川崎市監査委員

根拠法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項

監査の種類

財政援助団体等監査

監査の対象

出資団体監査

監査の範囲

主に令和4年度の出納その他の事務の執行

監査の期間

令和5年9月1日から同年11月20日まで

監査の方法

対象団体ごとの事業実態やリスク等を踏まえた上で、書類審査、関係者への質問、現地調査等の方法により行われた。

監査の着眼点

出資団体は当該出資に係る出納その他の事務が、関係法令等に則り、適正かつ正確に執行されているか、また所管部局がこれらの団体に対して、効率的な運営等について適切な指導監督等を行っているかを主な着眼点とした。

監査の結果

川崎市監査基準（令和2年川崎市監査訓令第1号）に準拠し、前述のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政援助団体等の目的に沿って行われていることが認められたが、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられた。これらの事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

（1）出資団体及び所管部局において改善を要する事項

ウ その他軽易な事項であるが改善を要するもの

（イ）固定資産の管理を適正に行うべきもの

固定資産台帳に登載されている固定資産物品（1点）が所在不明であった。

（ウ）物品の管理を適正に行うべきもの

備品に相当する物品（1点）を購入しているものの、備品台帳が作成されていなかった。

（キ）減価償却費を適正に計上すべきもの

固定資産物品（2点）について、耐用年数を誤って減価償却していた事例